

令和 7 年中標津町議会 9 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	4 番 長 湊 豊 (P 2 ~ P 4)	1 高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農を
2	1 1 番 江 口 智 子 (P 5 ~ P 1 1)	循環型社会に向けたごみ処理と安全対策を 1 プラスチックごみ削減と不法投棄の防止について 2 リチウムイオン製品の周知徹底について
3	1 2 番 高 橋 善 貞 (P 1 2 ~ P 1 9)	止まらない町内会加入率減少の現状と課題について 1 行政は町内会加入率減少に危機意識は 2 町内会加入率減少の原因は過去からの関係踏襲にある 3 町内会加入率減少が行政に与える影響を自覚すべき
4	1 5 番 松 村 康 弘 (P 2 0 ~ P 2 4)	1 摩周・水・環境フォーラムの基調講演を再び中標津で 2 しるべっと駐車場の問題解決を
5	2 番 阿 部 沙 希 (P 2 5 ~ P 2 9)	猛暑下の冷房緊急対策を 1 クーリングシェルターの拡充について 2 介護施設への冷房対策について
6	3 番 栗 栖 陽 介 (P 3 0 ~ P 3 2)	1 不妊治療負担を軽減し寄り添う取り組みを
7	5 番 平 山 光 生 (P 3 3 ~ P 3 5)	1 町独自の宿泊税導入を
8	9 番 松 野 美哉子 (P 3 6 ~ P 3 8)	1 町民の健康活動増進に公園の活用を

令和7年9月定例会一般質問

通告 1

質問 高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農を

答弁 正しい知識周知と調査拡充を求めてまいります

4 番 ながぶち 長 渕 ゆたか 豊 議員

【質問：長渕 豊 議員】

高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農をということで質問させていただきます。

アメリカの乳牛における高病原性鳥インフルエンザが、2024年3月25日、初報告があり、それ以来、2025年7月28日時点で17州1,077農場、また、人への感染も2024年4月以来、少なくとも66名の感染が報告され、2025年1月に1名の死亡が発表されています。



日本では乳牛に感染した事例はないものの、北海道においては哺乳類への感染死亡例が2022年、札幌市でキタキツネの死亡個体から2例、2024年、根室市、ゼニガタアザラシ2頭の死亡個体から、また、同年4月、根室市と浜中町のラッコ死亡個体4頭から、それぞれ感染が確認されています。

日本では徹底した対策のもと、乳牛への感染は確認されていませんが、現に北海道でも哺乳類への感染が確認されていることから、もう一歩進んだ対策が必要と考えます。

現状では、死亡している野鳥などの感染確認は10月から5月までとなっています。それ以外の期間においては、野鳥の種類にもよりますが、複数の死亡個体がない限り、ビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処理することとなっています。これは直ちに相談する必要があると考えられ、不安な場合には市町村、獣医師、家畜保健衛生所、または保健所に連絡することとなっています。実際に6月に報告しても廃棄物処理してくださいと言われ、その後も6月に3羽の野鳥の死亡例があり、農家の方も不安なので検査することができないものなのかと相談がありました。

現行の法においては、野鳥の種類にもよりますが、カラスの場合は5羽以上の死亡確認となっており、目につくところでの死亡確認には限界があると推察されます。また、路上での死亡個体については、責任の所在が、町、道、国になることから、なかなか処理され

ず他の動物に食べられ、もし感染した個体ならばリスクは高くなります。個人敷地や私道の場合は所有者が処理することとなっています。

このような背景から、中標津町の基幹産業である酪農業が脅かされるのではなく、安心して営農ができるように、死亡している野鳥の検査が期間を問わずできるような対策を検討していただきたいと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：経済部長】

長渕議員御質問の高病原性鳥インフルエンザ対策で安心できる営農をにつきまして御答弁申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザは、北海道内でも野生動物への感染が確認されていることは承知しております。本町では住民はもとより、基幹産業である酪農業が地域の生活及び経済の基盤を支える重要な役割を果たしており、安心して営農に取り組める環境の確保が必要だと考えております。

現在、渡り鳥が飛来する10月から翌年5月までは鳥インフルエンザ嚴重警戒期間に設定され、全国的に注意喚起が図られております。野鳥の死亡個体に関する検査につきましては、国立環境研究所によって通年で実施されており、鳥インフルエンザの検査対象となる死亡個体数は国により細かくマニュアル化されており、そのマニュアルに沿って対応しているところでございます。

しかしながら、農業者の皆様にとって不安が残る可能性があることも十分理解いたします。そのため、皆様に鳥インフルエンザについて正しく理解いただけるよう周知活動を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：長渕 豊 議員】

再質問させていただきます。

法によりその域を越えられないことは分かりますけれども、野鳥の種類によって調査優先種からの検査となりますが、検査優先種は1番にはオオハクチョウやオジロワシ、ハヤブサなど19種があり、検査優先種2にはマガモ、フクロウなど8種があります。検査優先種3には、死亡野鳥を採食する種としてハシブトガラスやハシボソガラスが入っていますが、国内での感染事例が確認されていないことから重要視されておらず、その他の扱いとなっています。

しかし、酪農現場に1番近い雑食性の野鳥であり、しかも、近年酪農場のデントコーンの圃場などに多くの渡り鳥が飛来している現状を見て、中標津町として重要視し調査でき

るような体制をぜひ整えることは重要かと思います。

事が起きてからでは遅いので、ぜひもっと広く検査体制を整えるべきと考えますが、御答弁をお願いいたします。

【答弁：経済部長】

長渕議員の再質問に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、当地域に多く生息しますハシブトガラス、ハシボソガラスにつきましては、現在、国内で感染事例が確認されていないことから、特別に重要視される措置は講じられておりません。

しかしながら、今後、感染事例が確認されていない種についても、酪農が基幹産業である地域特性を考慮した調査の拡充を進めるべく、根室振興局など関係機関に訴えてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。以上です。

令和7年9月定例会一般質問

通告2

質問 循環型社会に向けたごみ処理と安全対策を

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。通告に基づき、循環型社会に向けたごみ処理と安全対策をについて、1件2点にわたり質問いたします。



質問 プラスチックごみ削減と不法投棄の防止について

答弁 観光先進地の事例研究とごみ削減・不法投棄防止対策に取り組んでまいります

【質問：江口 智子 議員】

1点目は、プラスチックごみの削減と不法投棄の防止についてであります。

私は年に数回、所属する団体や組織で町内の道路沿いのごみ拾いをしてしていますが、近年、特に飲物や弁当の殻などがレジ袋に入ったまま無造作に捨てられ、中には道端に散乱しているものもあり、こうしたごみは野生動物への餌付けにつながりかねないと危惧しています。

車内で食べ終わって人目のないところへ捨てたかのようなごみは、誰が捨てていくのかと思っていたところ、先日、夏場は秘書のため、数か月にわたって毎年北海道へ車中泊の旅に来ているという人から話しかけられました。長野県松本市からというその男性いわく、中標津のコンビニはごみが捨てられない。たまにペットボトルと缶が捨てられるところもあるが、ほとんどはごみ箱を置いていないので捨てる場所がなく、車の中がごみでいっぱいになる。モラルのない人は道路に捨てちゃうよと言うのです。

また、先日、群馬から車中泊で北海道を横断した友人夫妻は、近隣自治体のキャンプ場へ泊まりましたが、近くに食料品を調達できる店がないとのことで、中標津へ買い出しに来たと言っていました。こうした話を聞いて、レジ袋に入った弁当ごみの合点がいった思

いになりました。全てではないにせよ、ごみの捨場に困った車中泊の人のごみが捨てられているのではないのでしょうか。中標津町内2ヶ所のキャンプ場では、ごみ袋をばら売りし、キャンパーのごみを回収しています。

しかし、まちなかの駐車場などで車中泊をする人たちは、どの店でごみ袋がばら売りされているかの情報も、市街地にはそのごみを受け入れる場所也没有ありません。

第7期総合計画基本目標4の住みやすいまちづくりのうち、環境保全の推進及び衛生環境の充実の推進のためにも、何らかの手立てが必要ではないのでしょうか。

例えば最近では、指定ごみ袋をマイバッグ代わりに使用することで、レジ袋のプラスチックごみを削減する動きが広がっています。

当町においても、スーパーやコンビニでレジ袋と並んで指定ごみ袋をばらで販売し、大型店舗や公共施設など、何か所か拠点を決めて回収できるよう協力を呼びかけ周知を図ることで、プラスチックごみの削減と不法投棄の防止につながると考えますが、町としてどのような対応策を考えておられるか伺います。

【答弁：町民生活部長】

江口議員御質問の1点目、プラスチックごみ削減と不法投棄の防止について御答弁申し上げます。

まずは町内の道路沿いのごみ拾いなど、組織的に地域の環境保全活動に御尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、議員御指摘のとおり、町内の道路沿いや見通しの悪い場所などに、飲食に由来する生活ごみなどがポイ捨てされる状況が散見されており、野生生物への餌付けにつながる懸念や地域の景観の悪化を招くだけでなく、不法投棄という犯罪行為でもあり、大変憂慮すべき状況であると認識しております。

また、市街地のコンビニエンスストアでのごみ処理に関する課題は、観光や車中泊で訪れる方々が増えるこの時期に特に目立つ状況となっており、これはモラルの問題ではありますが、一方で観光客を含めた町民などの利用者がコンビニを利用する際に、弁当のごみなど少量であれば捨てていく可能性も一定程度想定されます。

今回、観光客や車中泊での旅行者の話題について触れられておりますが、本町では総合文化会館しるべっとの駐車場や南3丁目沿いの公衆便所が併設されている駐車場など、市街地の駐車場において車中泊は認められた行為ではなく、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団としても、車中泊を行わないよう看板を設置し注意喚起を行っている状況であります。

観光客や旅行者の形態は様々ですが、ホテルや有料キャンプ場などに宿泊する場合、適切にごみ処理を行うことが可能ですが、車中泊をされる方のごみ処理を通年にわたり対策することは難しく、持ち帰ることや商品を購入した店舗等で引き取ってもらうことなども、解決方法の一つと考えております。

また、指定ごみ袋のばら売りに関しては、幾つかの売りさばき店で行っておりますので、今後は様々な方法で周知を図ってまいりたいと考えておりますが、これを行うコンビニやスーパーなどの店舗が旅行者のごみの直接回収や預かる仕組みを導入することは、店舗側の負担や衛生面での影響が懸念されることやごみ収集の問題もあり難しいものと考えております。

また、プラスチックごみの削減の方策の一つとして、町指定のごみ袋をレジ袋の代用として使用することにつきましては、現在の指定ごみ袋に、燃やせるごみなどと記載されているデザインの問題に加え、レジ袋として使用を繰り返すことで袋の破れや劣化が進み、本来の指定ごみ袋としての利用に支障をきたす懸念があります。繰り返し使用が可能な布製などのマイバッグの使用が推奨されるものと考えております。

旅行者のごみ問題は、観光振興と環境保全の両立が必要でありますので、道内外の観光先進地の事例なども研究し、プラスチックごみの削減と不法投棄の防止対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。再質問いたします。

総合文化会館や総合体育館など、看板設置や夜間閉鎖により車中泊をできなくしている駐車場もありますが、実際はバスターミナルの裏をはじめ、旧体育館跡や郷土館の駐車場など車中泊の車が散見され、道路にはごみが捨てられる実態となっています。駐車場での車中泊を認めないと言うのであれば、全ての公共駐車場に車中泊を禁ずる看板等設置すべきですが、商業施設の集積する当町にあっては、交流人口拡大のためにも車中泊を締め出すのではなく、温泉にも飲食にも便利な市街地に車中泊のできる場所を整備し、ごみ問題と一元化して考えたほうが町のためにもなるのではないのでしょうか。

車中泊のごみは道の駅などでも全国的に問題となっているところも多く、基本、持ち帰りとするところも多いようですが、北海道への車中泊の人たちは、数か月以上のスパンで長く旅を続け、気に入った場所には毎年来るという人も少なくありません。数か月分のごみを持ち帰ることは現実的ではなく、滞在先の自治体のルールに沿って、適宜、捨てられることが理想と思いますので、そうした環境を作っていくことも、あわせて考えるべきだ

と思います。

店舗等のごみ回収の対応が難しいのであれば、キャンプや車中泊も含めた来町者向けのごみ処理マナーガイドを作成し、車中泊できる場所へのごみ捨てスポットの設置、缶やペットボトルを受け入れる店舗やプラスチックトレイなどのリサイクルごみを回収する店舗の紹介、場合によっては最終処分場の案内など、ごみ処理に関する情報提供が必要だと考えますが、市街地での車中泊については、今後どのような対応を考えておられるか、町長に伺います。

【答弁：町長】

はい。江口議員の再質問に御答弁申し上げます。

車中泊に関しては議員おっしゃるとおり、毎年来てくれる方もいらっしゃいますし、それなりの経済効果もあるというふうに考えているところであります。

しかし、ごみの問題とあわせまして、いろんな問題があるというのも実際のところでございます。特にごみに関しましては、ごみ袋をうまく利用していただいて、しっかりしていただくような体制づくりというのは当然必要だというふうに考えているところでありますし、検討してまいりたいと考えております。

あわせまして、車中泊する場所につきましてもですね、そろそろ何か対策をしなければいけないんじゃないかという議論も今実際に庁舎内で行っているところでございますし、そちらのほうもですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

【再々質問：江口 智子 議員】

はい。再々質問をいたします。

今、町長から、車中泊できる場所についても、今後検討を進めていくというふうに答弁をいただきましたが、あわせてぜひ、ごみの処理についても考えていただきたいと思っております。

最初の質問にありましたレジ袋の削減についてですが、基本的に指定ごみ袋は破碎しやすい素材で作られている場合が多いので、前述の車中泊者に加え、一般町民もマイバッグを忘れたり袋が足りなくなったときに使えるよう、1度きりの使用を想定しています。

本年2月から3月にかけて、ごみ袋ばら売りの実証実験を行った札幌市の例で言えば、期間中の販売数値を年間に換算すると、CO₂は約40トンの削減につながる結果となったと報告されており、利用者アンケートでは9割以上がばら売りの継続を希望した。学生から

公募し採用したシマエナガのデザインが好評で、8割はレジ袋として違和感なく使えたなどとあります。ほかにもバイオマスプラスチックと再生原料を使用したごみ袋に変更した恵庭市や幕別町のはお袋など、複数の自治体でプラスチックごみ削減のため、この取り組みが広がっています。

当町は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を行っていますが、ごみ袋のデザイン公募、レジ袋が代替りの使用など、多くの人の目に触れることで、町民のごみ削減の意識向上にもつながっていくのではないのでしょうか。

今後の対応について、再度伺います。

【答弁：町長】

再々質問に御答弁申し上げます。

ごみ袋のマイバッグ利用というのは、マイバッグ利用のほうをずっと推進してまいりましたので、いきなりそこに方針転換するというのもちょっとなかなか難しいのかなと思いますし、また、在庫上たくさんありますので、将来に向けてそういうものの機運が高まれば、また考え直すことも必要かなと考えております。

ですので、現状ですぐにちょっと取り組むというのは無理かもしれませんが、臨時的に使ってしまうのは特に問題があるわけではございませんので、そういう使い方もありますよというのは一つの方法ではないかというふうに考えております。以上です。

質問 リチウムイオン製品の周知徹底について

答弁 町民への注意喚起を図ってまいります

【質問：江口 智子 議員】

2点目は、リチウムイオン製品の周知徹底について質問いたします。

スマホの充電器や加熱式たばこ、ゲーム機、ワイヤレスイヤホン、電動歯ブラシなど、充電して繰り返し使える製品に多く使われているリチウムイオン製品が一般ごみとして捨てられ、処理の過程で発火する事故が増えています。

環境省によると、ごみ収集車やごみ処理施設におけるリチウムイオンが原因と見られる発火・発煙は、2023年度で2万1751件発生し、去年は火災によって一部稼働停止に追い込まれたごみ処理施設もあったと報じられています。

こうした事故が相次ぐ背景には、モバイルバッテリーのように電池の取り外しが難しい製品が急速に普及しており、利用者が廃棄方法に戸惑うことが挙げられます。事故防止の

ためには、正しく回収する体制の強化が不可欠です。

委託事業者を確認したところ、当町でも以前は発煙等が何度かあったため、青い袋の燃やせないごみは、パッカー車による圧縮回収に代わってトラックに平積みで回収し、処分場で一つずつ手作業により中身を確認しているのです。ここ10年ほどは事故が起こっていないとのことですが、本来リチウムイオン製品は危険ごみであり、燃やせないごみの袋に入れるべきではありません。

ワードを入力することで分別の検索ができる町の公式LINEでは、スマホ充電器、加熱式たばこなど、新しい家電製品は分別のワードが登録されておらず、電動歯ブラシやイヤホンと検索すると、小型家電のくくりで燃やせないごみと案内されます。早急にワードの追加や区分の見直しを図るべきではないでしょうか。

政府は8月12日にリチウムイオン内蔵のモバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこの3品目は、来年4月から輸入・製造業者への回収とリサイクルを義務付ける方針を決めましたが、リチウムイオン電池は前述したように他の製品にも使われており、繰り返し充電することで劣化すると内部に可燃性のガスがたまり、強い衝撃や熱により発火の危険性が高まることが知られています。暑い日に車内に置いたスマホが爆発して車が燃えた、就寝中に充電したままのスマホから発火し火災になったなどの事故も報告されており、適正な廃棄の仕方とあわせて、リチウムイオン製品の危険性についても、まちづくり出前講座のメニューに加えたり、学校への出前授業を行うなどして、町民への周知を図るべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

【答弁：町民生活部長】

江口議員御質問の2点目、リチウムイオン製品の周知徹底について御答弁申し上げます。

リチウムイオン製品については、資源法に基づき自主回収と再資源化を目的として、製品メーカーなど約400の法人会員を擁する一般社団法人JBRC、持続可能リチウムイオンリサイクル機構が組織されております。全国約8300ヶ所の協力販売店や協力自治体において、これら製品の回収活動を展開しており、本町も令和4年度にJBRCと契約し定期的にリチウムイオン製品を引き渡しております。

しかしながら、破損や膨張した製品、会員企業以外の製品については、JBRCの回収対象外となっていることから、これらの処分については全国的な課題となっている状況であります。

また、本町では令和5年度にリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を結び、20センチかける30センチ以内のリチウムイオン製品を含む小型家電に該当する製品につい

て、役場及び計根別支所に回収ボックスを配置し拠点回収を実施した後、定期的に引き渡ししております。

最近では、リチウムイオン製品に関する注目が高まり、特にモバイルバッテリーの発火事故が報道される事例が見受けられます。

本町においてもリチウムイオン製品に関する問合せが増加している状況にあり、その中でも発火の恐れがある電池残量がある、破損や膨張したモバイルバッテリーの処分に関する問合せが多く寄せられております。

この場合、役場窓口へ直接製品を持参していただくようお願いし、本町として可能な限り回収に努めているところであります。ただし、先述のとおり、このような製品はJ B R Cの回収対象外であることから、本町では破砕や埋立て処分をせざるを得ない状況となっております。

リチウムイオン製品の問題は、本町のみならず全国的な課題であることから、個々の自治体が独自で取り組むべき事項ではなく、国として統一見解を示し全国的な周知を図るべきと考えておりまして、国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

また、リチウムイオン電池を使用した電化製品は、従前から様々な商品に幅広く使用されておりますので、関連製品全てを危険有害ごみに変更するのではなく、現時点では、燃やせないごみとして分類することが適切であると考えておりまして、燃やせないごみとして排出されたごみは、処分場で破袋をし、J B R Cあるいはリネットジャパンへ引き渡すことが可能なものについては、引き続き適正に処分を進めてまいります。

さらに、公式LINEの検索用ワードの見直しを図るとともに、主に発火の危険性が指摘されている電池残量がある、破損や膨張したモバイルバッテリーについては、その危険性を周知する必要があると考えており、町の広報紙や公式ホームページなどの活用に加え、まちづくり出前講座の開催などを通じて、町民への注意喚起を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 定例会 一般質問

通告 3

質問 止まらない町内会加入率減少の現状と課題について

12 番 たかはし よしさだ 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

12 番、高橋善貞です。止まらない町内会加入率減少の現状と課題を主題に、町内会の在り方などを質問させていただきます。

町内会の加入率減少の問題は、令和 5 年 9 月定例会の厚生常任委員会の代表質問で、町内会加入率向上に向けた町の取り組みを主題に鈴木議員が質問を行いました。その後、令和 5 年 10 月 3 日付読売新聞とインターネット上の読売新聞オンラインで、中標津町は加入率 41.8%で全道ワースト 1 位と報道・配信され、12 月定例会において、私がこの経過について、町内会加入率全道ワースト 1 位に対する行政側認識との隔たりを主題として質問したところ、町長は全道ワースト 1 位が報道されるまで知らなかったと答弁されました。正確には低いという認識はあったが、全道ワースト 1 位の認識は持っていなかったという答弁でした。



この時点で、直近の町内会加入率は、令和 5 年 5 月 26 日現在 35.6%にまで激減しておりました。御存じと思いますが、現在の加入率は、北海道町内会連合会正会員組織データベース、これ令和 7 年 5 月 23 日現在の数値を見ると 32.06%まで減少しており、このままの状態では 30%を切るのは明らかで、深刻な問題になる前に行政と議会と町内会で課題を共有するためにも 3 点の質問をさせていただきます。

質問 行政は町内会加入率減少に危機意識は

答弁 危機意識を持ち町民や議会・全町連と課題を共有し取り組んでまいります

【質問：高橋 善貞 議員】

1 点目、行政は町内会加入率減少について危機意識は本当にあるのだろうかという問題です。

令和5年9月定例会の委員会代表質問から2年が経過しており、町長が答弁された、推進会議の設置、まちづくりコンサル・専門家からのアドバイス、シンポジウム・フォーラムの開催の検討、さらに新年度予算に向けての検討など、実施するとは答弁されず全て検討ですが、これらの検討は私たちに伝わってきません。本当にされたのでしょうか。

令和5年10月の加入率ワースト1位を自覚したはずの令和6年度の予算は630万円で前年度と同額でした。また、今年2月に配付された第7期中標津町総合計画に係る実施計画書では、令和9年度までも同額の630万円で4年間予算に変化はありません。

行政側に町内会加入率減少の危機意識は本当にあるのか、改めて町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の行政は町内会加入率減少に危機意識はについて御答弁申し上げます。

町内会加入率の低下は地域コミュニティの希薄化や住民自治機能の低下を招くなど、様々な問題として議会や行政、全町内会連合会も含めまして継続した議論となっております。

また、本町の住民世帯構造として人口が微減しているものの、逆に世帯数が増加し続け、総世帯数の約半数が単身世帯で構成されているということから、加入率は自然と減少傾向に向かってしまう状況にもあります。

推進会議の設置、専門家のアドバイス、シンポジウムの開催につきましては、現時点では開催や実施には至っていないことは事実でありまして、開催の可否を含めて具体的な方針なども全町連とも議論を重ねてまいりたいと考えております。

また、令和6年9月定例会の松村副議長からの一般質問において、町内会加入促進の啓発のための、のぼり旗の作成と配付を本町で実施する旨の答弁をいたしました。その後、令和7年2月頃より、中標津市街地並びに計根別市街地の町内会を対象に簾とポールを配付いたしました。各町内会におきましては様々な場面で掲揚をさせていただいておりまして、本町と全町連の取り組みとして連名で掲げたのぼり旗が報道に取り上げられました。このことにより、町内外に対して一定の啓発活動が行われたものと考えております。

このように、令和元年度に全町連・議会・行政で協議の場を設けて以来、町内会加入率減少を課題と捉え、様々な議論や対策を行ってまいりましたが、減少を食い止めるまでには至っておらず、時間がかかるものと考えております。

町内会加入減少による様々な影響に危機意識を持ちながら、町民や議会、全町連の皆様と課題を共有し、今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜ります

ようお願い申し上げます。以上です。

【再質問：高橋 善貞 議員】

12 番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

非常に正直で誠意ある御答弁に少し驚いております。町長が令和 5 年 9 月に答弁された、推進会議の設置、まちづくりコンサル・専門家からのアドバイス、シンポジウムの開催などは、一切検討されていなかったということになります。

実施したのは、町内会加入促進ののぼり旗だけ。2 年間経過しました。議論を重ねていきたい、時間がかかりますの答弁では、もういつになるか分かりません。

今年度中に方針を定めて、推進会議、コンサル委託、フォーラム開催、この 3 点セットを令和 8 年度予算に反映すべきと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

【答弁：町長】

はい。再質問に御答弁申し上げます。

3 点の内容につきましては、推進会議の設置、専門家のアドバイス、シンポジウムの開催であります。実施の可否を含めて調査検討はしたのでありますが、その後、全町連との具体的な方向性や協議が進展しない状況でありました。

全町連は任意団体として独自の立場を有しているわけでありましたが、全町連、行政それぞれの役割を踏まえた上で連携を図る必要があります。その 3 点につきましては、行政主導で実施するものではなく、双方が役割分担をしっかりとしまして、連携する体制づくりが必要というふうに考えております。

議論が停滞した点につきましては、率直に反省すべき点がありますので、今後は一定の期間を設けるなどしまして、計画的に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

質問 町内会加入率減少の原因は過去からの関係踏襲にある

答弁 町内会との関係性を見直し組織強化を図ってまいります

【質問：高橋 善貞 議員】

12 番、高橋善貞です。2 点目の質問です。町内会加入率減少の原因は過去からの関係の踏襲にあるのではないかとということです。

令和 5 年 10 月 3 日の読売新聞のワースト 1 位の報道から、令和 5 年 12 月定例会の一般

質問でも触れさせていただきました。町内会を必要としない東京都武蔵野市の現状や名古屋市のユーチューブ、この動画のもし町内会がなくなったらというタイトルなんですが、中標津町民が見ても何も困ることはないのが実情だと思います。つまり町内会が行う街路灯の電気代負担も除雪費の負担も、ごみ収集所の管理も必要としてません。

また、過去から全町内会連合会の事務局に役場職員が人的支援で配置されている現状を見ると、紙の回覧版しか情報手段がなかった時代をそのまま継承しているようにも感じます。

行政が町内会に依存してきたこと、行政がこれからも町内会に依存することを整理すべきではないかという質問で、全庁的に調査を実施し連携業務の把握に努めると御答弁をいただきました。これらの事例確認や全庁的な調査は行政組織内部で本当に実施されたのでしょうか。

私は過去からの行政と町内会の関係を踏襲していくべきではなく、時間をかけてICTを活用した電子回覧版などを活用して、デジタル社会に対応した行政と町内会の関係を再構築して、全町内会連合会の組織強化を図っていくべきと思いますが、町長はどのように考えますか。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の2点目であります、町内会加入率減少の原因は過去からの関係踏襲にあるについて御答弁申し上げます。

全庁的な調査につきましては今後行う予定であります、その前段としまして、町内会や地域コミュニティ活性化に対する現状の課題の整理、現時点における行政と町内会の関係性の整理や把握作業を行っているところであります。全庁的な調査を踏まえまして、町内会の業務負担など、各町内会の実情も確認させていただき、町の事務事業の在り方なども含め、町内会との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、デジタル社会に対応した行政と町内会の関係性につきましては、どこまでデジタル化が可能なのか、議員御指摘のとおり時間をかけて、実現に向けて進めていく必要があると考えております。

デジタル化はハードルが高く負担とを感じる側面が考えられますが、電子回覧版やイベントの告知、各種補助金申請や請求、また、これまでの対面による会費の徴収作業などもインターネットなどを利用した手続や仕組みづくりを構築することができれば、行政と町内会双方にとって負担解消となり、町内会の活性化や、これからを担う若い世帯や若者にもメリットになるものと考えております。

また、各省庁の情報などや先進自治体の事例などを参考に、従来どおりの町内会活動とデジタル化の両方のメリットが活かされるように、本町に合った仕組みづくりを検討していく必要があります。

これまでの行政と町内会の関係性を見直し、町内会や全町連に対する支援や働きかけを継続するとともに、組織強化を図ってまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

【再質問：高橋 善貞 議員】

12 番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

これも令和 5 年 12 月定例会での質問から約 2 年を経過しておりますが、改めて行政と町内会の関係性について今後行う予定ですとの御答弁から、令和 5 年 12 月定例会の一般質問議事録を本当に読んでの答弁なのかって、ちょっと疑問に思うんですが。

私が質問したのは行政が町内会に依存してきたこと、行政がこれからも町内会に依存すること、この整理です。行政内部の問題であり 2 年間何もしていなかったと、正直に何もしていませんと御答弁をいただいたほうがわかりやすいかなと私は思います。

この件についても先ほど同様に、いつまでやるのか、町長のお考えをお聞かせください。

まずそれが 1 点ですね。もう 1 点いいでしょうか。

御答弁いただいた中で、デジタル社会に対応した行政と町内会の関係性について御答弁いただきました。紙による回覧版を必要とする町内会の会員は、高齢者を中心に多数いると思います。また、これは継続していくべきと私は思います。ただ、小中高生は G I G A スクール構想と、それによって I C T 教育が実践されて、もう 1 人 1 台の情報端末、タブレット、うちの場合はタブレットですが、タブレットにより情報の入手、情報の発信、これはもう既に行われています、日常的に。現役世代はもう学級通信や緊急連絡はスマホによって情報収集・情報発信が当たり前になっています。

日常的に地域情報の発信や情報収集を行っている町内会のデジタル化、I C T 環境の整備は喫緊の課題だと私は思っています。時間がかかるのはわかりますが、学校、行政、省庁を結ぶネットワークを町内会に広げていく構想について、令和 8 年度予算で取り組んではいかがでしょうか。町長の考えもお聞かせください。

【答弁：町長】

いろんな取り組みに関しまして、進まないというのが現状でありまして、今後どのように進めるかという部分でありますけども、町内会組織というのはやっぱり任意の団体の組

織でありまして、町がですね、上下関係を持って命令するものでも当然ございませんので、いろいろ協議をしながら進めていくことには変わりありません。

いつまでという約束もですね、そういう点から考えますと、なかなか時間のかかるものだというふうに認識をしておりますので、今後とも、精力的にですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

また、デジタル化に関しましては、今庁内でそういった研究を実は進めておりますので、そういうのはなるべく早く形になるようにしたいというふうに考えております。以上です。

質問 町内会加入率減少が行政に与える影響を自覚すべき

答弁 今後も自治基本条例に基づく町民主体のまちづくりの推進に努めます

【質問：高橋 善貞 議員】

3 問目の質問をいたします。町内会加入率減少が行政に与える影響を自覚すべきではないかというテーマで質問させていただきます。

町内会には行政から様々な依頼文書、要請文書が届きます。私の町内会の場合ですが、町内会に推薦依頼が来ていた民生委員・児童委員は、半年ほどかけてやっと決まりました。

町内会に協力要請があった災害時要援護者台帳 A 登録者に対する地域支援者については、町内会からの選任は報告できないという結論となりましたので、行政から町内会への援護者台帳の提供、登録者の個人情報が入っていますので、その提供は断りました。

これらの依頼、要請に強制力はありませんが、先日、町内会に提出依頼がありました、毎年実施しているまちづくりに関する意見や提案、地域の課題書について、誰もが疑問に感じております。それは、町民主体のまちづくりと言いながら、町内会未加入の住民に対してどのように地域課題等の提言や提案を聴き取っていくのかという問題です。

つまり、町内会加入率で考えれば、中標津町の総世帯数 1 万 1588 世帯の加入率 32.06%、3715 世帯の提言や提案は聴いて、残りの 67.94%、7873 世帯の住民の声は聴かないということになる現状です。

このまま町内会加入率が減少した場合、本気で地域担当職員制度などを考えて町民の声を聴いていかなければ、中標津町自治基本条例や中標津町総合計画は機能しなくなってしまうが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の 3 点目であります、町内会加入率減少が行政に与える影響を自覚すべ

きについて御答弁申し上げます。

議員御質問のまちづくりに関する意見や提案、地域の課題書につきましては、毎年6月に各町内会及び地区連合会に御協力いただきまして取りまとめを行っておりますが、今年度は8つの町内会、地区連合会から計52件の御意見、御提案をいただきまして、8月末には回答を送付したところであります。

この課題書につきましては、今後のまちづくりをより良くしていくために、日頃から町内会活動を通じ、住まわれている地域の身近な実情を把握されている皆様から、町に対し御意見、御提案をいただく重要な手段であると考えております。

また、町民の皆様から御意見御提案をいただく機会としましては、全町民を対象にしました、まちづくりを考える懇談会の開催や町ホームページでのお問合せメールの受け付け、庁舎内、計根別支所、総合文化会館へのまちづくり提言ポストの設置を行っております。

このほか、個別の政策への意見反映としましては、町民意見募集制度、いわゆるパブリックコメントの実施や個別のテーマに関し関心ある町民の方々と担当職員がワークショップ形式で意見交換を行うしるべカフェを今年度から開催、また、現在策定中であります第7期中標津町総合計画後期基本計画の審議会では、この間、一般公募委員3名を含む19名の町民の委員により、グループワーク形式で精力的に議論いただいているところであります、幅広い町民の声を聴く機会を確保するよう努めているところであります。

また、御質問にもありました地域担当職員制度の導入についてですが、現状でもそれぞれ住んでいる町内会の役員に就いて活動している職員もおりますので、あえて各町内会に担当職員を張りつけることは、今のところ考えてはありません。

町内会は地域コミュニティを維持していく上で重要な役割を担っている組織でありますから、町内会の加入率が低下している現状は喫緊の課題ではありますが、この対策とあわせて、今後もあらゆる方法で町民の声を聴く機会を確保し、自治基本条例の理念に基づく町民主体のまちづくりの推進に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【再質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

先ほどお話した町内会加入世帯、3715世帯以外の町内会未加入の残り67.94%、7873世帯の住民の声は、まちづくりを考える懇談会やまちづくり提言ポストで提案できるから良いという考えになりますか。それとしるべカフェなどのようなグループワーク方式は、一見参加者全員の意見を聴いたように見えますが、テーマが決まっていてルールに従い、

自由な発言や自己主張ができないデメリットもあります。

町民からの提案は今後もこのような方針で受けていくのか、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

いろんな方法を駆使しまして、多様な意見、町民の皆様からいただけるように努力してまいりたいと考えております。以上です。

令和 7 年 9 月 定例会 一般質問

通告 4

質問 摩周・水・環境フォーラムの基調講演を再び中標津で

答弁 標津町とも協議を重ねてまいりたい

まつむら やすひろ
15 番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。このたびは、2つの質問を用意いたしました。1点目、摩周・水・環境フォーラムの基調講演を再び中標津でというテーマで質問いたします。

先般、7月6日日曜日、別海町西公民館において、摩周水系西別川流域連絡協議会、摩周水環境保全実行委員会、虹別コロカムイの会の主催で、弟子屈町、標茶町、別海町、中標津町の後援による、第21回摩周・水・環境フォーラム、環境保全から生まれる産業の未来・海と陸の今までと、この先を見つめる。～海と陸の関係を再構築するために～と銘打って、岩見沢農業高校の佐々木章晴先生を講師に迎えて基調講演が行われました。

来賓には弟子屈町長、標茶町長、中標津町経済部長、別海町副町長が招かれ、一般的には標津町副町長も参加されておりました。別海町長は尾岱沼のエビまつりで、我が町の町長は中標津ファンフェスで来場されていませんでしたが、そうそうたるメンバーが顔をそろえておられました。

摩周の恵みは悠久の流れとともに根室湾へ、というサブタイトルに示されるように、知床山系を源とする西別川、標津川などの水は知床半島と根室半島に挟まれた根室海峡に注いでいますが、近年、この根室海区におけるサケ漁が極めて不振に陥っていることは周知の事実であります。

今般、この質問を準備していた8月25日の釧路新聞に、異例のサケ釣り自粛呼びかけ、来遊数5割減の見通しの中で人工ふ化放流事業が苦境という記事が掲載されておりました。

今回のフォーラムの主題はまさにこの問題に切り込むもので、流域環境保全への諸活動と効果をフィールドワークの調査のすえ発表したものであります。虹別コロカムイの会が中心となって行った標津川の河畔林復元や、国や道の政策としての堆厩肥舎に屋根をかけ



る補助事業等の実施により、河川水中の窒素濃度の低下に貢献し水質は改善傾向にあるということ。

その一方で、50 年以上にわたり化学肥料や輸入濃厚農耕肥料の使い過ぎにより、農地の土壌がダメージを受け、特に水産生物の幼個体に害がある物質が流亡しやすいと指摘しています。火山灰中に含まれるアルミニウムや鉄のイオンが相当部分これに該当し、これが牧草の根を覆い多い成長を阻害し、河川中のアルミニウムイオンの濃度が一定量を超えると、サケマスの放流された稚魚の半数が死滅することが調査実験の結果明らかになったとのことでした。

そして、これから考えられる選択として、草地の土壌のダメージを回復させるとともに、河畔林の下層植生をどのように落ちつかせていくかが、シマフクロウの生息、水産生産性、農業生産性の3つにとって大きなテーマになるという内容の講演でした。河川に至る農道の側溝や牧草地として使われていない雑草地にも目が向けられており、地道な実地のデータの収集、分析が非常に説得力の高い講演となっており、講演後、私は講師や主催の実行委員会事務局長に、この基調講演の内容を出版すべきだと申し上げました。

中標津町がこのフォーラムに参加したのは途中からだと記憶しておりますが、その経緯をお聞かせいただいた上で、町長は参加された経済部長から、どのような復命を受けられましたでしょうか。

私たちの地域はもう3年前になるでしょうか。糞尿の大量流出がありました。標津町や漁協にお詫びは尽くしたと思いますが、この際、中標津町は標津町と合同で、この佐々木章晴先生を講師に招き講演会を開催すべきと考えますが、町長はいかがお考えになりますでしょうか。

ちなみに佐々木章晴先生は別海町生まれ、1995 年帯広畜大を卒業後、4 月より富良野農業高校皮切りに、1999 年より中標津農業高校に就任され、生徒たちとともに、この河川の水質に問題意識を持たれフィールド調査を続けられました。生徒たちの自主性を喚起し自信を自覚させ、社会人として巣立っていく今日の中標津農高のありようを最初に形にして見せた草分けの1人だと私は思っています。

この際、ぜひこの市井の科学者、虹別コロカムイの会との共同研究の成果が認められ、博士号を取得され、北大農学研究客員研究員でもあられる佐々木章晴氏をお招きして、具体的な根拠に基づく対処法を学び、標津川においても今後様々に打つ手が残されており、それを町民のコンセンサスとして継承・発展させ、60 年前のサケのヒカリッコがキラキラ踊り、水底にカラス貝がたくさん生息するような清流の復活を目指して行動を起こすときと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。1 点目の質問でございます。

【答弁：経済部長】

松村議員御質問の摩周・水・環境フォーラムの基調講演を再び中標津でにつきまして御答弁申し上げます。

摩周・水・環境フォーラムは、西別川をきれいにするという目的で、平成14年度からコロナ禍となる令和2年度から令和4年度を除き、毎年、虹別コロカムイの会が中心となり弟子屈町、標茶町、別海町、中標津町が持ち回りフォーラムを開催しており、去る7月6日、別海町西公民館にて開催されました本フォーラムには、私も中標津町を代表して出席をいたしました。

議員から御質問のございました中標津町がこのフォーラムへの参加を始めた経緯につきましては、環境保全と地域振興を両立させるため、関係自治体と連携しながら流域単位での取り組みが求められるという考えのもと、摩周水系西別川流域かいわい会議をはじめとした関係団体の呼びかけに応じ、平成29年度から実行委員会へ協力する形で参加してまいりました。

また、町長への復命につきましては、佐々木先生の講演が流域環境の科学的分析に基づいた具体的な課題提起と、その対策に向けた方向性を丁寧に示したものであること、また、町としても水質改善や農業との共生を視野に入れた今後の政策立案に参考とすべき内容が多かった旨を報告させていただいております。

御提案いただきました佐々木章晴先生を講師に迎えて、標津町との共催で講演会を開催する件につきましては、専門的な知見に基づいた情報提供、啓発の機会として非常に有意義であると考えておりますので、今後、標津町とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、糞尿流出事故の反省も踏まえ、再発防止のための環境対策についても農業者の皆様や関係機関とともに連携しながら、引き続き取り組んでまいります。

本町としても、長期的な視点に立って農業と環境の調和を図る地域づくりを町民全体の目標として共有し、町民とともに環境保全活動に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 しるべつと駐車場の問題解決を

答弁 まつり実行委員会で考えていくものと認識しています

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。2点目の質問でございます。

しるべっとの駐車場の問題解決を提起いたします。

中標津の夏を彩る、たくさんの提灯をぶら下げた夏祭りが終わりました。仮装盆踊りが終わって一般の見物客も参加して、盆踊りの輪がとて大きくなっていました。踊りが終わって表彰式、盛大な拍手が沸き、司会者の女性からも会場にいた観客に感謝のメッセージが発せられていました。中標津の夏祭り、これだけの人々が集まっていただけー一大イベントに成長したんだなと感慨深く、会場からの帰路につこうとしたとき、私はこれはいかんという光景に出会いました。

それは隣接店舗の明かりが消えているのに、その前面の駐車場に隙間のないほど乗用車が駐車している光景であります。

しるべっとを御利用の皆様は公共駐車場をお使いくださいという看板が立っているのを尻目に、この状況はどうしたことだろうと衝撃を受けました。

当日は実行委員会の面々の車両は、経済センター裏の駐車場に止め、最大限の配慮がなされていたと思いますが、お祭り会場に集まった人たちは町外の人でも多数おられて、車をどこに止めて良いのか一抹の不安を感じながら周辺の空き地に車を止めていたのではないのでしょうか。

ミザールタウンプロジェクト、駅の跡地の積極的活用と中心市街の活性化を目指した30年前の企画は、このように花開いたんだなあとと思う感慨の一方、中標津モデルと呼ばれる賑わいをみんなで享受し、持続可能なものとするために、このしるべっとの駐車場問題は行政が責任を持って対応しなくてはならない課題だと考えます。

現況の調査と周辺住民や店舗への聞き取りを行い、その上、でお祭りのイベントのときだけの臨時駐車場の設定と看板表示、場合によっては旧国道の北側にある移転予定の北海道合同庁舎等の建物跡地なども視野に入れた中長期的な対応も含めて研究すべきときではないかと考えますが、町長の御所見を伺います。

【答弁：経済部長】

松村議員御質問の2点目、しるべっとの駐車場の問題解決をについて御答弁申し上げます。

先月開催された第69回なかしべつ夏祭りは、2日間で延べ3万9000人の来場があり、コロナ禍以降最大の入込客数を記録したところであります。

現在の夏祭りは、平成7年に町の中心部に集客と活性化を見込み、しるべっど広場に会場を移転し、夏の一大イベントとして、町内関係各所の御支援、御協力により実施しているところです。

しるべつと広場へ移転後、来場者の駐車場として、しるべつと駐車場を利用しておりますが、駐車収容台数を上回る来場者と、少しでも会場の近くに駐車したいという来場者心理も働き、会場周辺の店舗駐車場への駐車についての苦情が多く寄せられていたため、主催者であるなかしべつ祭り実行委員会において、開催前後には周辺店舗を訪問し、御理解、御協力の依頼、並びに開催中は駐車場利用状況の確認をしています。

あわせて、チラシやポスター、SNSで来場者にしるべつと駐車場の利用を促すとともに、中標津町農協に御協力をいただき、臨時駐車場の確保、会場周辺の店舗等への駐車禁止、さらに駐車場混雑緩和のため車の利用を控えるよう周知しています。

また、実行委員や出店者などの関係者には別の駐車場を確保するなど、対策を講じているところです。

現在、市街地中心部には利用可能な土地が限られており、議員が御提案の道有施設の跡地利用についても駐車場利用できるか不明ではありますが、さらなる駐車場の確保や現在計画中の地域公共交通の再編によって利便性を増すバス利用促進などを視野に進めていくほか、中長期的な視点として、現在のしるべつと広場での開催の持続可能性について、今後主催者であるまつり実行委員会において考えていくものと認識しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

令和7年9月定例会一般質問

通告5

質問 猛暑下の冷房緊急対策を

2番 阿部 沙希 議員

【質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希でございます。猛暑下の冷房緊急対策の観点から、2点質問させていただきます。



質問 クーリングシェルトの拡充について

答弁 柔軟な対応に努めてまいります

【質問：阿部 沙希 議員】

1点目、クーリングシェルトの拡充について。

昨今の気候変動の影響により、当町でも連日30度を超える猛暑が続いています。これは乳幼児から高齢者に至るまで町民全体の深刻な健康リスクとなっています。

実際、先日は町内の学校が猛暑のため臨時休校となる事態も発生しました。町では緊急の暑さ対策としてクーリングシェルトの開放を行い、SNS等を通じて広く周知し、文化会館、図書館、児童館などの利用を促しました。

しかしながら、児童館の利用については18歳以下、高校生以下、利用は18時までといった制限が設けられており、目の前に施設があるにもかかわらず、例えば高齢者や要介護者など年齢要件を満たさない方は、遠方の文化会館等まで移動しなければならないという状況が発生しています。

町内に4つある児童館には昨年度の冷房設備工事により、クラブ室、図書室、研修室、事務室などにエアコンが設置されています。本来であれば、これらは冷房付の避難場所として活用できるはずです。

また、猛暑の日の臨時休校時において、児童クラブの登録児童は朝から施設を利用可能

である一方、登録していない自由来館の子どもや高校生の利用時間は10時からとなっており、緊急時の対応としては不十分であると考えます。

もちろん、職員体制の都合もあるとは思いますが、災害級の暑さが予想される日には、時間や年齢の制限を一時的に解除するなど柔軟な運用を検討できないでしょうか。あわせて民間の大型施設、例えば東武やコープさっぽろ等にもクーリングシェルターとしての協力を依頼し、官民連携による暑さ対策の強化について、町長のお考えを伺います。

【答弁：町民生活部長】

阿部議員御質問の1点目のクーリングシェルターの拡充について御答弁申し上げます。

クーリングシェルター、指定暑熱避難施設につきましては、熱中症特別警戒情報が発表されたときに、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため開放できる施設として、市町村が当該市町村の区域内にある施設を指定するものであり、本町では現在のところ指定しておりません。

本町においては7月22日から25日の4日間、釧路・根室管内に1段階下となる熱中症警戒情報が発表されたことから、総合文化会館、図書館及び児童館を涼み処として開設しました。児童館の冷房設備は個室のみの設置であり、通常利用の児童と避難した児童を一体的に受け入れを行ったことから、高齢者等がゆっくり休憩できるような避難所には適さないため、児童のみの利用に限定したところです。

自由来館の受け入れ時間が10時からでは不十分との御指摘ですが、先に述べたとおり、児童館は涼み処としての専用利用は難しく、遊びの場としての利用がほとんどであることから、早朝から避難したいという場合は総合文化会館等を利用していただくよう御理解をお願いします。

民間の大型施設等をクーリングシェルターとしての協力を依頼し、官民連携による暑さ対策の強化をすべきとの議員の御提案については、クーリングシェルターの指定は当該施設の管理者の同意を得るとともに、市町村と管理者との間で協定を結ぶ必要があり、また、必ず備えるべき最低限の基準があることから、今後、要綱の制定や様式等の整備を行うとともに、民間施設等と協議を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

【再質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。

クーリングシェルターの指定に関しまして、当町は現在のところ指定していないとの御答弁でした。環境省の令和7年8月20日現在の情報によりますと、全国1741自治体のう

ち、クーリングシェルターを指定済みの自治体は 1171、また、暑さをしのぐ施設として指定済みの自治体は 1317 に上ります。近隣自治体でも、お隣標津町では生涯学習センターあすばる、釧路町ではコミュニティセンターやイオン釧路店、美幌町、津別町では町民会館や役場ロビーなど複数の施設をクーリングシェルターとして指定し、朝 5 時 45 分から夜 22 時まで開放するなど、非常に柔軟な対応をされております。

お伺いいたします。当町においても、文化会館の大ホールや大型店舗など、一定の所要が見込める施設をクーリングシェルター、または暑さをしのぐ施設として早期に指定すべきではないかと考えますが、協定などの諸整備が整うまで時間や期間がかかります。災害級の暑さ、熱中症警戒情報が発表された日だけでも、誰もが安心して避難できる場所が必要です。特に児童館や地域子育て支援拠点施設などは、コミュニティネットワークの拠点として期待されます。

そこで、子ども、高齢者、妊婦など、誰もが使える涼み処として、時間や年齢にとられない柔軟な運用とガイドラインの整備、住民への明確な周知が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの再質問について御答弁申し上げます。

現在のところ、当町ではクーリングシェルター、指定していないところではございますけれども、来年の夏に向けて様々な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございまして、実際に町内の商業施設のほうから、クーリングシェルターの指定をしてほしいというような要望も上がっていることから、様々な角度からどのような対応ができるかというふうに考えてまいりたいというふうに思っております。

また、文化会館等につきましては、予約の状況もございますので、その辺りも勘案しながら、柔軟な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。以上になります。

質問 介護施設への冷房対策について

答弁 冷房設備設置希望にどのような支援ができるか検討してまいります

【質問：阿部 沙希 議員】

2 番、阿部沙希です。介護施設への冷房対策について。

町内にある 10 の介護施設のうち、全居室に冷房が設置されているのは 1 施設のみであ

り、残りの9施設では共有スペースにしか冷房がない状況です。居室では扇風機で対応しているのみであり、入所者、利用者にとって命に関わる深刻な問題です。

各施設では様々な工夫を凝らして対応していますが根本的な暑さ対策には至っておらず、熱中症や脱水による入院事例も発生しています。

このような厳しい環境は職員の離職や人材不足を招き、結果としてサービス縮小や施設休止にもつながっています。

実際、町内では既にデイサービス事業の縮小、休止が見られ、ケアマネジャーが本来業務から離れ現場支援に入らざるを得ないなど、現場の疲弊は極めて深刻です。

猛暑はもはや災害です。災害対応の視点を暑さ対策にも取り入れていく必要があります。

利用者、職員双方の命を守るという観点からスポットクーラー、送風ベスト、冷感マットなど、簡易かつ迅速に導入可能な暑さ対策を町として支援できないでしょうか。

また、希望する介護事業者に対して、冷房設備の導入に関する補助金制度や支援融資制度など、町の支援の可能性について、町長のお考えを伺います。

【答弁：町民生活部長】

阿部議員御質問の2点目、介護施設への冷房対策について御答弁申し上げます。

阿部議員御指摘のとおり、本町におきましても職員の離職や人材不足により、介護サービスの縮小や休止を余儀なくされる事業所が発生しておりますが、職場の暑さによる離職は確認しておりません。

また、昨年度各施設に冷房設備整備に関する国の補助金を周知いたしましたでしたが、活用希望はありませんでした。本年度も各施設に今後の冷房設備の導入予定を確認したところ、全施設で導入の予定はなしとの回答でしたが、近年は北海道でも夏の気温上昇による熱中症リスクが高くなっていると認識しておりますので、今後各施設より冷房設備の設置希望があった場合には、町としてどのような支援ができるか検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【再質問：阿部 沙希 議員】

2番、阿部沙希です。再質問をさせていただきます。

冷房設備に関する国の補助金については、町として周知を行っていただいたこと、そして現時点では各施設から活用希望がないこと、また、今後も町として支援を検討していただけるという力強い御答弁をいただきました。

介護職員の離職理由について、暑さが原因になったケースは確認されていないとのこと

でしたが、実際には一身上の都合、健康上の理由、キャリアアップなど、広いジャンルに分類される中に、暑さや職場環境の問題が含まれている可能性もあるのではないのでしょうか。

例えば、時給 1100 円でデイサービスに勤務する職員からは、気温 30 度を超える中での入浴介助は仕事だと割り切っていても続けるには限界があり、高齢者よりも自分が倒れるのではないかという切実な声を伺っております。また、15 年以上勤めた職員が意識がもうろうとする生き地獄だったと語り、退職を決意したという事例もあります。

こうした現場の実態に対しては、ぜひ役場の職員の方々や議員の皆さんにも、例えば 9 時から 17 時の交代勤務を体験していただき、その上で介護現場における暑さの深刻さを肌で感じていただきたいという声も届いております。

今後の具体的な対応として、介護事業者協議会だけではなく、現場の職員や実際の利用者にアンケート調査を行い、冷房の必要性や暑さ対策への要望を把握することはできないでしょうか。暑さによる離職や健康被害の可能性がある中で、現場の声に基づいた支援策の検討は喫緊の課題だと考えます。町としてできる対策から一つずつ取り組むことはできないでしょうか。

【答弁：町民生活部長】

ただいまの阿部議員の再質問についてお答えさせていただきます。

現場の声を聞いていただきたいということであったかと思えますけれども、現在も介護保険事業者協議会のほうと懇談を重ねているわけでございますけれども、そちらのほうとも十分協議しながら、現場の声を吸い上げてまいりたいなと思っております。

先ほどの入浴介助の関係でのお話もございましたけれども、そういったところに使える機械ですとか、そういったところの補助を検討したいというふうな、先ほどの代表質問の答弁にもございましたので、その辺りどういった支援ができるか考えてまいりたいなというふうに考えております。いずれにしましても、介護現場での苛酷さというのは十分認識してございますので、十分検討してまいりたいなと思っております。以上になります。

令和7年9月定例会一般質問

通告 6

質問 不妊治療負担を軽減し寄り添う取り組みを

答弁 寄り添う取り組みに努めてまいります

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。不妊治療負担を軽減し、寄り添う取り組みをについて質問させていただきます。

現在、我が国の課題となっている少子高齢化による人口減少問題は様々な波紋を起こしております。2024 年の厚労省のデータによりますと、全国での出生数は 68 万 6061 人、合計特殊出生率は 1.15 となりました。ちなみに人口を維持するためには 2.07 が必要となります。

さらに、2024 年の全国平均初婚年齢は男性 31.1 歳、女性 29.8 歳となり、男女ともに初婚年齢は晩婚化が進行していることを示しています。この傾向は先進国でよく見られます。それは当町でも同じく、少子高齢化による人口減少は課題であり難しい問題の一つでもあります。

2021 年の国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、不妊の検査・治療を受けたことのある夫婦は 4.4 組に 1 組が不妊検査や治療を受けているという結果が出ており、近年では不妊治療は珍しいことではなくなっています。

2022 年 4 月から国の対策の一つとして不妊治療が保険適用となりました。不妊治療には一般不妊治療と生殖補助医療の 2 種類があります。一般不妊治療はタイミング法や人工授精など比較的負担の少ない治療法を指します。一方、生殖補助医療は体外受精や顕微受精など高度な技術を必要とする治療法です。

日本産科婦人科学会の 2022 年のデータでは、生殖補助医療を受けた件数は 54 万 3630 件もあり年々増加傾向にあります。また、体外受精等で不妊治療した 30 代後半で約 20%、40 代以上では 30 から 60%以上の確率で流産をしてしまうそうです。

しかも、出産確率は 30 代後半で約 16%、40 代以上で 11%以下の確率です。20 代の若



い夫婦のケースでも、タイミング法・人工授精でも妊娠確率が高いので、一般不妊治療を行うケースが多いそうです。ちなみに現在、町立中標津病院では生殖補助医療は行っておりませんので、地方病院に通う必要があります。

先日、30代・40代の生殖補助医療の不妊治療を受けたことがある、もしくは現在受けているという町民数名からの相談を受けました。ある方は8年継続し合計費用は1000万円もかかり、ようやく子どもを授かった方もいました。また、ある方は2年半継続中ですが、いまだ授かっておりません。相談内容として共通していることは、排卵確認をするだけのために、札幌・旭川・北見・釧路などの地方病院へ行かなければならないため、夫婦どちらかが仕事を休まなければなりません。そのため排卵周期がずれると休みを急に取らざるを得ず、職場に迷惑をかけてしまうためストレスを感じるそうです。

また、何度も地方病院に行かなければならないため、ちょっとしたことで気持ちに余裕が生まれず、夫婦げんかになってしまうこともあるそうです。ちなみに男女ともにストレスにより妊娠がしにくくなる傾向があるとのこと。また、薬をもらいに行くため、尿検査のためだけに、地方病院にその都度行くのは大変なのだそうです。

現在、町立中標津病院では生殖補助医療を行っている病院を紹介・斡旋のサポートをしてくれていると聞きました。また、当町では43歳まで交通費、宿泊費、治療費の不妊治療助成金として助成をしているので負担軽減にはなっているそうです。

しかし、以前よりは3割程度負担が軽減されたとはいえ、身体的にも精神的にもとても大変なのだそうです。基本的に生殖補助医療を行う病院は一気通貫で全ての診療をするのが一般的だそうですが、薬の処方、尿検査、排卵確認を町立中標津病院と情報連携をしサポートはできないでしょうか。ちなみに全国的には病院間連携は事例があります。それだけでも費用は10分の1まで軽減されるのでかなりの負担軽減になります。この取り組みをすることにより周りの他町民も不妊治療に来ますし夫婦での移住者も増え、地域医療の要として、また、不妊治療をする夫婦に寄り添う手厚い町として認知されることでしょう。今後、中標津町の人口増加にもつながると思います。

以上を踏まえまして質問いたします。地方病院と町立中標津病院とで情報連携をし不妊治療をする方への不妊治療負担軽減をし、寄り添うような取り組みはできないものでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：病院事務長】

栗栖議員御質問の不妊治療負担を軽減し、寄り添う取り組みをについて御答弁申し上げます。

議員の御質問にありますとおり、不妊治療については一般不妊治療、より自然に近い方法でのタイミング療法や人工授精、卵子と精子を体外で扱わない治療法と生殖補助医療、体外受精や顕微授精など体外で卵子と精子を受精させ、受精卵を体内に戻す治療法があります。

当院では、一般不妊治療を主に取り扱っておりますが、生殖補助医療を希望する方には御希望の医療機関へ紹介をさせていただいております。

当院では、不妊治療が保険適用になる以前より生殖補助医療を行う多くの医療機関と連携を行っており、主治医からの依頼による投薬や検査及び副作用の治療などの診療を行っております。医療連携を希望される場合は御自身の主治医に御相談いただき、紹介状を持参して当院への受診をお願いしております。

当院の診療体制は一貫しておりますが、生殖補助医療を実施される医師によっては、これまで関わり合いがない医療機関との連携を好まない場合もあります。反対に医療連携を実施される医師でも、患者さんの状態によって他院での診療ができないと判断されることもあるため医療連携が実現しない場合があることを御理解願います。

当院では、今後もしっかりと患者さんの声を聴き、最適な方法での不妊治療へのアドバイス、他院との医療連携体制の周知や医療連携を求められた場合の当院で対応できる検査や投薬などの医療提供体制の構築を検討しており、内容を院内で精査し、年内には実施をしていきたいと考えております。

繰り返しになりますが、当院では不妊に悩む方への安心・安全な医療提供体制を目指し、患者満足度の向上、寄り添う取り組みに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 定例会 一般質問

通告 7

質問 町独自の宿泊税導入を

答弁 見極めが重要で現状は難しいと考えます

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。町独自の宿泊税導入について質問させていただきます。

令和 6 年度の決算では自主財源比率が 31%にとどまり、依存財源に大きく頼らざるを得ない構造が続いています。こうした中、北海道は令和 8 年 4 月から宿泊税を導入し、新たな観光振興財源を確保しようとしています。



しかし、地域の課題は市町村が取り組むとし、道は全道的・広域的な施策に主眼を置くとしています。宿泊税の導入には条例制定やシステム整備など長い準備期間を要することから、本町としても中標津町のために活用できる独自の宿泊税導入に向けて早期の検討が不可欠ではないでしょうか。

本町の宿泊利用は観光客のみならず、ビジネス目的の利用が多く、観光振興を目的とする宿泊税では受益と負担の関係が公平ではないとの懸念も理解しています。

しかし、使途を工夫すれば観光客もビジネス客も、さらには町民も広く恩恵を受けることができます。

例えばシェアバイクなどの 2 次交通の導入や W i - F i スポットの強化などは、滞在中の行動範囲を広げ利便性を高めるだけでなく、1 度きりの宿泊者にとっても直接的な利益となりリピーター化にもつながります。そして、町民にとっても利用できる共通のインフラとなります。

大規模観光地ではない本町にとって、宿泊税の税収規模は決して大きくはありません。しかし、小さな財源であっても確実に交流人口や関係人口の拡大施策に充てられるという点で、その意義は大きいと考えます。

そこで伺います。本町として北海道の動向を待つだけでなく、以上の点を踏まえて、町独自の宿泊税導入の検討に入る意思はあるか、町長の見解を伺います。

【答弁：町長】

平山議員御質問の町独自の宿泊税導入について御答弁申し上げます。

宿泊税は、ホテルや旅館などに宿泊される方に課税される法定外目的税で、自治体独自に導入する税として、平成14年に東京都で初めて導入されて以降、複数の自治体で導入が進められ、道内では倶知安町が令和元年11月、ニセコ町は令和6年11月に導入、赤井川村は令和7年11月導入予定とし、令和8年4月から北海道のほか16市町村が導入または調整中としております。

本町は世界自然遺産である知床や阿寒摩周国立公園、野付風連道立自然公園など豊かな自然に囲まれ、中標津空港を有することから観光客が訪れやすい町ではありますが、議員御指摘のとおり、本町の宿泊者の多くはビジネス利用であり、工事関係者による長期滞在者も含まれる現状で町独自で宿泊制を導入するためには、宿泊事業者を含めた中で宿泊税の徴収のぜひや用途を広く議論し、受益と負担の公平性を明確にした上で観光振興・地域振興につなげていくことが必要であると考えております。

御質問の町独自の宿泊税に関しては、これまで中標津旅館組合と意見交換をしてきましたが、引き続き調査研究してまいりますので御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

【再質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

ただいま、これまで旅館組合と意見交換をしてきて引き続き調査研究を進めていくとの御答弁がありました。しかし、私が承知している限り、その協議は北海道が導入を予定している宿泊税への対応に関するものであって、町独自の宿泊税導入に向けた協議ではないと理解しています。北海道の導入に関するものと中標津の町の導入に関する協議は別のものと考えます。

これまでの協議はあくまで北海道の宿泊税に関するものであり、町独自の宿泊税についての協議はまだ行われていないという認識なのですが、その辺でよろしいでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

協議に関しましては、税全体の話でありますので、北海道だけのこととか中標津町だけのことではないというふうになっております。以上です。

【再々質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。再々質問させていただきます。

宿泊税に関しての協議ということで、町独自の宿泊税に関する協議はではないという御答弁をいただきました。宿泊税の導入には長い準備期間が必要ということは先ほども申させていただきました。

繰り返しとなりますが、北海道の動向を見極めてからでは導入の機会を逃してしまう恐れがあります。本町はすぐにでも公平性を担保できる使用目的の調査検討に着手すべきだと思います。

改めて伺います。町独自の宿泊税導入について、具体的な検討に着手する意思があるのか、町長の明確な見解を求めます。

【答弁：町長】

再々質問に御答弁申し上げます。

今のところ、見極めがやはり重要ではないかというふうに思っておりますし、北海道の例えば使途につきましても、まだまだ不十分、明確に伝わってきているわけじゃありませんので、やはりそういうのをしっかり見極めた上でないと、町独自の部分、特に観光地ではありませんので、そういった部分ではなかなか難しい話になるんじゃないかなというふうに、今のところ考えております。以上です。

令和 7 年 9 月 定例会 一般質問

通告 8

質問 町民の健康活動増進に公園の活用を

答弁 屋外フィットネス器具設置の可能性を調査研究してまいります

9 番 まつの みやこ 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

9 番、松野美哉子でございます。今回は、町民の健康活動増進に公園の活用をについて伺いたします。

今年は猛暑日が続きました。その中で、僅か 2 か月の間に身体能力が大きく低下した高齢者が私の身近にありました。ひとり暮らしの方で、5 月には 30 分ほど歩いて買い物に行っていたのに、暑さによる熱中症の心配から外出も控え、買い物もタクシーに切り替えるようになった結果、家の中での生活が増え、7 月に会ったときには歩行能力が著しく低下していたのです。擦り足で歩き、よろめき、今にも転倒しそうな状態に変わっていました。これはフレイルの状態を過ぎて、安心安全な生活のために支援の認定を受ける必要があると強く感じました。

この猛暑により高齢者は身体能力や生活の質が低下することで、家族の手助けや老々介護の増加、介護現場へとつながり、現在、当町での介護人材不足の深刻化もさらに進むのではないかと懸念されます。これは高齢者だけの問題ではなく、全ての町民の健康づくりにも関わる問題なのではないでしょうか。来年も続くと思われる猛暑を乗り切るために、体力筋力の増進の必要があります。

なかなか健康中標津の考え方で、仲間と仲よく健康づくりは、安心・安全に活動でき、何よりも大切なのは動いてみようかなと思える運動のできる場所の環境が必要です。

米国カリフォルニア州ロサンゼルスの研究では、公園に屋外フィットネス器具を設置した後、散歩のみの公園利用から運動目的の利用の公園に変わり、身体を動かす利用者の割合が 2 倍になり、特に高齢者の運動習慣に効果があったと、C D C、米疾病対策センターが発信をしております。

日本では国土交通省の事例集により、健康器具やスポーツの空間の整備による効果を表しており、こちらでは特に高齢者の健康意識・運動習慣の拠点として説明され、介護予防・



社会参加の施策として推奨されるとしています。

近郊の屋外フィットネス器具と使用例を検索してみると、中標津のゆめの森公園インクルーシブ遊具と出てきますので、利用経験のある町民もいらっしゃると思います。体育館などの施設ではなく、身近な公園に身体の筋肉関節の違う動きをする、3つ4つの屋外フィットネス器具の設置をすることで、子育て中の方々も、日常生活の中で子どもとの散歩、高齢者の散歩、愛犬との散歩、もう一つ、現場、仕事が終わって夜、家に帰ってからのお父さんの散歩運動のついでに数分のちょこっと運動により、健康づくりへの運動、フレイル予防に活用できるのではないのでしょうか。

以上のことから、地域の公園に屋外フィットネス器具の設置を進めていただきたいと考えますが、町長の御見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の町民の健康活動の増進に公園の活用をについて御答弁申し上げます。

公園の活用による町民の健康活動増進には運動機会の提供、ストレス軽減効果、地域交流の増進、さらには町民活動を通じた心身の健康向上が期待できます。

また、健康増進に特化したプログラムの提供や、誰もが利用しやすい快適で美しい空間整備を進めることで、公園は町民のウェルビーイング、心身とも健康的で社会的つながりや精神的な充足感も得られ幸福を感じている状態のことを言います。向上のための重要な場となります。

議員の御質問にありますとおり、道立ゆめの森公園にはインクルーシブ遊具や健康器具がサービス整備されておりますが、施設に関する情報発信が必ずしも十分とは言えないことから、北海道や施設管理者へ働きかけるとともに、本町としましても、もっと情報発信に努めて取り組んでまいりたいと思います。

なお、現在、本町で公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、各施設の劣化状態を評価した上で、施設の中でも特に安全性の確保が重要視される老朽化した遊具やトイレを優先的に更新しているところでありまして、このような施設が多数ございます。加えて計画期間を令和12年までとする現行計画には、屋外フィットネス器具など、新規施設の設置が含まれておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

【再質問：松野 美哉子 議員】

松野美哉子です。再質問させていただきます。

先ほど現在の当町の公園施設長寿命化計画に屋外フィットネス器具が含まれていないため、新規新設は難しいとの御答弁をいただきました。

しかし、道内でも苫小牧では令和5年10月末現在で33ヶ所の公園に、また、石狩の公園や十勝の更別村農村公園においても健康器具を設置し、高齢者の利用促進につなげる実例があります。こうした実例を参考に、当町においても健康寿命の延伸は、将来の介護費用抑制につながる先行投資でありますので、町民の健康づくりに関する研究を進めて、公園管理に関わるだけでなく、他の部局などとの横断的なつながりを持って、町民が気軽にちょこっと運動のできる環境整備を検討していただきたいと思います。町長のお考えを再度伺います。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

お年寄り、我々も含めてでありますけれども、健康の増進、それから健康寿命の延長、健康の維持というのは非常に大切なものでございまして、私は常々歩いてラジオ体操等に通っておりますが、自分でそういったものをですね、しっかりと作りながら、健康寿命に対する意識を醸成するっていうのは大変必要なことだと思っております。

町内にはいろんな体育施設がございます。体育館もありますしプールもございますし、そういうところでですね、しっかりと健康増進を図っていただきたいというのが第1番目にあるものでございます。

公園の屋外フィットネス器具の設置に関しましては、次期計画の策定段階におきまして、社会状況の変化や他の自治体の設置事例調査をしっかりと行いましてですね、新たな計画に含めるかどうか、また、庁舎内ですね横断的な連携の中で、他の補助事業等の活用による器具設置の可能性に関しまして調査研究を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。